三　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。

四　専任教員のうち少なくとも三人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては二人とすることができる。

五　第一項第六号から第十四号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

4　法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一項第六号から第十四号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（削る）

別表第一（第四条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎分野		
科学的思考の基礎		
人間と生活		
社会の理解		
言語聴覚療法の基盤	二十	（削る）
専門基礎分野		
人体のしくみ・疾病と治療	十五	医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。

三　別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。

四　専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人とすることができる。

五　第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

4　法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（学校又は養成所の指定基準の経過的特例）

2　第四条第一項第五号、第二項第五号及び第三項第四号の規定の適用については、平成十二年三月三十一日までの間においては、第四条第一項第五号本文中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」とし、平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間においては、同条第一項第五号本文中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行い、かつ、言語聴覚士の免許を受けている者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行い、かつ、言語聴覚士の免許を受けている者」とする。

別表第一（第四条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎分野		
人文科学二科目	二	
社会科学二科目	二	
自然科学二科目	二	一科目は統計学とすること。
外国語	四	
保健体育	二	
専門基礎分野		
基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。